

山梨県公報

第三十三号

令和元年

九月五日

木曜日

目次

公告

- 都市計画の決定図書の縦覧……………二四七
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………二四七
人事委員会
○山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………二四七
正誤
○令和元年七月十二日付号外第十三号中(二件)……………二四七

公告

都市計画の決定図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により南アルプス市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。
令和元年九月五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 都市計画の種類 南アルプス都市計画地区計画(南アルプス市リバーサイド地区地区計画)

二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
令和元年九月五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 組合の名称 市川三郷町富士川町山王土地区画整理組合
二 事業施行期間 平成二十五年七月二十五日から令和二年三月三十一日まで

- 三 施行地区 西八代郡市川三郷町大字黒沢字山王の一部及び南巨摩郡富士川町大字駅前通二丁目字沢ノ戸の一部
四 事務所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町役場内
五 設立認可の年月日 平成二十五年七月二十五日
六 変更認可の年月日 令和元年八月二十九日

人事委員会

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和元年九月五日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程(昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。
第十六条第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○令和元年七月十二日(号外第十三号)公布山梨県条例第四号(山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例)

四	上	終わりから	第八条の十	第八条の十
二四	上	一	第八条の十	第八条の十
三四	上	十	第八条の六	第八条の六
三八	上	六	第八条の九	第八条の九
			第二十五条の二	第二十五条の二

三九	上	十	終わりから	第七條	第七條
三九	上	十三	終わりから	第十九條	第十九條
四〇	上	七	終わりから	第三條	第三條
四〇	上	十四	終わりから	第一條の二	第一條の二
四二	上	五	終わりから	第一條の三	第一條の三
四二	上	十四	終わりから	第九條の二	第九條の二

○ 令和元年七月十二日（号外第十三号）公布山梨県条例第十二号（山梨県県税条例等の一部を改正する条例）

五二	下	十二		第十二條の五	第十二條の五
五三	上	一		第十二條の五の四	第十二條の五の四
六一	下	終わりから		第十二條の六の二	第十二條の六の二
六五	下	七		第七條	第七條